

# 新生児聴覚検査 償還払いのご案内

鶴岡市と委託契約している医療機関以外で検査した場合は受検票を使用できません。

申請をすることで、新生児聴覚検査にかかった費用の一部、または全部を償還払いにて助成します。

## 対象となるお子さん

- ・鶴岡市に住所があり、原則 生後1か月未満のお子さん（令和7年3月31日以前に出生）
- ・保護者の里帰り出産等の理由で、委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けたお子さん

## 対象となる検査・助成額

自動 ABR 検査（自動聴性脳幹反応検査）

OAE 検査（耳音響放射検査）

- ・上記検査のうちいずれか1回（初回検査のみ）※検査の種類は、医療機関によって異なります。
- ・助成上限額は、3,500 円です。上限額を超えた場合は、自己負担が生じます。
- ・保険治療に該当する場合は、公費助成対象外です。

## 申請方法

- ・鶴岡市健康課、または 各地域庁舎市民福祉課へ下記書類の提出が必要です。

### <申請時必要なもの>

- ① 新生児聴覚検査費用償還払い申請書兼請求書
- ② 医療機関発行の領収書（新生児聴覚検査費用がわかるもの）
- ③ 申請者名義の振込用通帳の写し
- ④ 母子健康手帳（新生児聴覚検査の結果がわかるもの）
- ⑤ 使用していない受検票（お持ちの方）

- ・申請受理後、申請者の口座に振り込みをさせていただきます。

- ・請求期限は、初回検査日から6か月以内となります。



### 【問い合わせ】

※市外局番：0235

鶴岡市 健康課

〒997-0033 鶴岡市泉町 5-30 鶴岡市総合保健福祉センター にこ♥ふる 1階

☎35-0157（直通）

<地域庁舎 市民福祉課>

・藤島庁舎 ☎64-5810（直通）

・朝日庁舎 ☎53-2115（直通）

・羽黒庁舎 ☎26-8774（直通）

・温海庁舎 ☎43-4613（直通）

・櫛引庁舎 ☎57-2116（直通）

R7.4 鶴岡市  
母子手帳交付  
乳児訪問  
HP